

予算の要領の公表

宮 崎 県

平成22年度宮崎県一般会計予算

平成22年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 577,266,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 77,980,000
	1 県 民 税	29,118,418
	2 事 業 税	10,504,101
	3 地 方 消 費 税	8,787,690
	4 不 動 産 取 得 税	2,017,093
	5 県 た ば こ 税	2,209,866
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	597,794
	8 自 動 車 税	13,736,734
	9 鉱 区 税	7,067
	11 自 動 車 取 得 税	1,370,882
	12 軽 油 引 取 税	9,353,847
	13 狩 猟 税	57,301
	14 産 業 廃 棄 物 税	219,207
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	20,713,792
3 地 方 譲 与 税		13,437,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,505,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	160,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	141,000
	5 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	10,631,000

款	項	金額
4 地方特例交付金		千円 1,425,000
	1 地方特例交付金	1,425,000
5 地方交付税		174,756,000
	1 地方交付税	174,756,000
6 交通安全対策特別交付金		558,000
	1 交通安全対策特別交付金	558,000
7 分担金及び負担金		2,146,764
	1 分 担 金	144,520
	2 負 担 金	2,002,244
8 使用料及び手数料		7,879,396
	1 使 用 料	4,899,093
	2 手 数 料	66,303
	3 証 紙 収 入	2,914,000
9 国庫支出金		83,472,004
	1 国 庫 負 担 金	46,009,444
	2 国 庫 補 助 金	34,842,869
	3 委 託 金	2,619,691
10 財 産 収 入		910,668
	1 財 産 運 用 収 入	597,580
	2 財 産 売 払 収 入	313,088
11 寄 附 金		187,748
	1 寄 附 金	187,748

款	項	金額
12 繰入金		千円 39,513,229
	1 特別会計繰入金	911,230
	2 基金繰入金	38,001,999
	3 公営企業借入金	600,000
14 諸収入		59,578,399
	1 延滞金、加算金及び過料等	237,900
	2 県預金利子	22,300
	3 貸付金元利収入	49,102,520
	4 受託事業収入	3,379,558
	5 収益事業収入	3,244,971
	7 雑収入	3,581,150
	8 利子割精算金収入	10,000
15 県債		94,708,000
	1 県債	94,708,000
歳入合計		577,266,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,242,713
	1 議 会 費	1,242,713
2 総 務 費		27,441,279
	1 総 務 管 理 費	12,495,365
	2 企 画 費	4,380,047
	3 徴 税 費	3,884,977
	4 市 町 村 振 興 費	3,140,536
	5 選 挙 費	1,466,042
	6 防 災 費	858,009
	7 統 計 調 査 費	848,280
	8 人 事 委 員 会 費	155,770
	9 監 査 委 員 費	212,253
3 民 生 費		71,895,185
	1 社 会 福 祉 費	51,774,009
	2 児 童 福 祉 費	16,130,114
	3 生 活 保 護 費	3,905,406
	4 災 害 救 助 費	85,656
4 衛 生 費		18,301,610
	1 公 衆 衛 生 費	4,241,705
	2 環 境 衛 生 費	3,824,901

款	項	金額
	3 保 健 所 費	千円 2,060,206
	4 医 藥 費	8,174,798
5 勞 働 費		4,850,420
	1 勞 政 費	3,791,971
	2 職 業 訓 練 費	941,809
	4 勞 働 委 員 会 費	116,640
6 農 林 水 産 業 費		53,998,085
	1 農 業 費	12,088,156
	2 畜 産 業 費	3,769,445
	3 農 地 費	13,627,877
	4 林 業 費	19,586,523
	5 水 産 業 費	4,926,084
7 商 工 費		49,089,300
	1 商 業 費	37,175,818
	2 工 鉱 業 費	10,847,463
	3 観 光 費	1,066,019
8 土 木 費		68,898,557
	1 土 木 管 理 費	4,079,835
	2 道 路 橋 梁 費	39,333,388
	3 河 川 海 岸 費	14,253,112
	4 港 湾 費	4,473,029
	5 都 市 計 画 費	4,245,341

款	項	金額
	6 住宅費	千円 2,513,852
9 警察費		28,617,266
	1 警察管理費	25,222,681
	2 警察活動費	3,394,585
10 教育費		122,837,186
	1 教育総務費	25,415,523
	2 小学校費	37,381,829
	3 中学校費	24,633,670
	4 高等学校費	21,464,424
	5 特別支援学校費	8,321,578
	6 社会教育費	2,930,383
	7 保健体育費	1,720,398
	8 大学費	969,381
11 災害復旧費		15,375,120
	1 農林水産施設災害復旧費	6,069,225
	2 土木施設災害復旧費	9,120,495
	3 文教施設災害復旧費	92,700
	4 県有施設災害復旧費	92,700
12 公債費		93,740,677
	1 公債費	93,740,677
13 諸支出金		20,878,602
	2 地方消費税清算金	8,683,291

款	項	金 額
	3 利 子 割 交 付 金	千円 347,411
	4 配 当 割 交 付 金	80,488
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	41,706
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	10,393,613
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	418,456
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	911,637
	9 利 子 割 精 算 金	2,000
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		577,266,000

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(税務課) 自動車税納税通知書等印字・封入封緘委託業務	平成22年度から 平成23年度まで	15,655
(市町村課) 県議会議員選挙臨時啓発費	平成22年度から 平成23年度まで	6,719
県議会議員選挙執行費	平成22年度から 平成23年度まで	9,282
(医療業務課) 平成22年度医療施設耐震化促進事業	平成22年度から 平成23年度まで	1,228,783
(森林整備課) 山のみち地域づくり交付金事業費 (小川・石打谷線 仮称 小川・石打谷トンネル)	平成22年度から 平成24年度まで	1,600,000
(経営金融課) 平成22年度設備貸与機関損失補償	平成22年度から 平成30年度まで	300,000
平成22年度中小企業融資制度損失補償	平成22年度から 平成37年度まで	175,000
(地域農業推進課) 平成22年度に社団法人全国農地保有合理化協会が社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成22年度から 平成33年度まで	借入額 431,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元金及び遅延損害金に相当する額
(営農支援課) 平成22年度みやざき農業振興投資資金利子補給・助成	平成22年度から 平成48年度まで	798,635
平成22年度みやざき農業振興負債整理資金利子補給	平成22年度から 平成38年度まで	125,029
平成22年度みやざき農業振興災害・経済変動等資金利子補給	平成22年度から 平成28年度まで	30,470

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(畜産課)		
平成22年度に金融機関が社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成22年度から平成28年度まで	借入額 100,000 利率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金合計額及び遅延損害金に相当する額
平成22年度畜産特別資金融通助成事業利子補給	平成22年度から平成47年度まで	49,500
平成22年度産業動物獣医師確保修学資金	平成22年度から平成23年度まで	1,200
(農村整備課)		
土地改良負担金償還平準化事業(平成22年度設定分)	平成22年度から平成30年度まで	292
(水産政策課)		
平成22年度漁業近代化資金利子補給	平成22年度から平成38年度まで	191,892
平成22年度漁業経営維持安定資金利子補給	平成22年度から平成38年度まで	9,091
(道路建設課)		
平成22年度事業に対し市中銀行が宮崎県道路公社に融資したことに対する債務保証(小倉ヶ浜有料道路)	平成22年度から平成23年度まで	183,378
公共道路新設改良事業費 国道 327号地域連携推進事業(石原1号橋下部工)	平成22年度から平成23年度まで	200,000
公共道路新設改良事業費 国道 327号地域連携推進事業(石原2号橋下部工)	平成22年度から平成23年度まで	200,000
公共道路新設改良事業費 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 一般県道えびの高原京町線(岡元東工区)	平成22年度から平成23年度まで	210,000
地域活力基盤創造交付金事業費 国道 219号(広瀬2号橋上下部工)	平成22年度から平成23年度まで	200,000
地域活力基盤創造交付金事業費 国道 268号(石瀬戸橋上部工)	平成22年度から平成24年度まで	700,000
地域活力基盤創造交付金事業費 国道 327号(日向バイパスJRアンダーボックス委託工事)	平成22年度から平成25年度まで	1,200,000
地域活力基盤創造交付金事業費 主要地方道宮崎西環状線(新相生橋P3橋脚)	平成22年度から平成23年度まで	650,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
地域活力基盤創造交付金事業費 主要地方道宮崎西環状線（高橋A1 橋台）	平成22年度から 平成23年度まで	200,000
地域活力基盤創造交付金事業費 主要地方道東郷西都線（戸崎2号橋 P2用仮棧橋リース及び保守点検）	平成22年度から 平成24年度まで	20,000
地域活力基盤創造交付金事業費 主要地方道中野原美々津線（新飯谷 橋上下部工）	平成22年度から 平成23年度まで	200,000
地域活力基盤創造交付金事業費 一般県道郷之原日南線（内之田橋上 下部工）	平成22年度から 平成23年度まで	100,000
地域活力基盤創造交付金事業費 一般県道向山日之影線（上小原2号 橋P1橋脚）	平成22年度から 平成23年度まで	200,000
（道路保全課）		
沿道修景美化推進対策費 （沿道修景維持管理委託）	平成22年度から 平成23年度まで	70,000
沿道修景美化推進対策費 （沿道修景植物育苗ほ管理業務委 託）	平成22年度から 平成23年度まで	40,000
（砂防課）		
公共砂防事業費 障害防止事業（一合原川砂防工）	平成22年度から 平成23年度まで	49,920
公共砂防事業費 障害防止事業（川北川砂防工）	平成22年度から 平成23年度まで	41,000
（都市計画課）		
地域活力基盤創造交付金事業費 （蚊口高月線 用地買収補償）	平成22年度から 平成23年度まで	250,000
（建築住宅課）		
平成22年度公営住宅建設費	平成22年度から 平成24年度まで	498,000
（財務福利課）		
生徒増校等対策緊急整備事業費 （宮崎東高等学校教室棟改築工事）	平成22年度から 平成23年度まで	123,863
（文化財課）		
埋蔵文化財センター調査研究室臨時 増設事業（東九州自動車道関連）	平成22年度から 平成24年度まで	8,342

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
携帯電話等エリア整備事業	千円 22,700	証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	% 9.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
社会福祉施設整備事業	387,400			
石綿健康被害救済基金拠出金	13,800			
山地治山事業	1,260,800			
林道事業	741,500			
農地防災事業	320,300			
土地改良事業	1,670,000			
漁港事業	792,400			
河川事業	3,495,200			
砂防事業	1,538,500			
港湾事業	1,096,100			
道路橋梁事業	8,894,800			
高速自動車国道建設事業	2,732,400			
臨時県道整備事業	2,655,100			
地域づくり関連道路整備事業	312,300			
公営住宅建設事業	676,000			
海岸保全河川事業	275,400			
街路事業	793,600			
公園事業	61,700			
空港整備対策事業	108,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	千円 145,300		%	
臨時河川等整備事業	68,100			
高等学校整備事業	854,400			
養護学校建設事業	512,500			
交通安全施設整備事業	304,900			
警察施設整備事業	208,700			
災害復旧事業	3,366,700			
臨時財政対策債	56,399,000			
退職手当	3,000,000			
計	92,708,000			

平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

平成22年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 1,566
	1 財 産 運 用 収 入	1,566
12 繰 入 金		53,656
	1 特 別 会 計 繰 入 金	35,020
	2 基 金 繰 入 金	18,636
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		55,223

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 55,223
	2 企 画 費	55,223
歳 出 合 計		55,223

平成22年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成22年度宮崎県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 504,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第 235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成22年 2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,350
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,350
13 繰 越 金		323,480
	1 繰 越 金	323,480
14 諸 収 入		179,954
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	143,449
	7 雑 入	36,495
歳 入 合 計		504,784

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 504,774
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	504,774
12 公 債 費		10
	1 公 債 費	10
歳 出 合 計		504,784

平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

平成22年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,879千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使 用 料	100
10 財 産 収 入		24,259
	1 財 産 運 用 収 入	1,506
	2 財 産 売 払 収 入	22,753
12 繰 入 金		64,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	64,000
14 諸 収 入		1,520
	2 県 預 金 利 子	10
	7 雑 入	1,510
歳 入 合 計		89,879

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 22,222
	4 林 業 費	22,222
12 公 債 費		67,657
	1 公 債 費	67,657
歳 出 合 計		89,879

平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

平成22年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 217,421千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 136,810
	2 財 産 売 払 収 入	136,810
12 繰 入 金		52,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	52,000
14 諸 収 入		28,611
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	28,511
歳 入 合 計		217,421

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 145,640
	4 林 業 費	145,640
12 公 債 費		71,781
	1 公 債 費	71,781
歳 出 合 計		217,421

平成22年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

平成22年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 254,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 2,975
	3 一 般 会 計 繰 入 金	2,975
13 繰 越 金		139,450
	1 繰 越 金	139,450
14 諸 収 入		112,160
	2 県 預 金 利 子	5
	3 貸 付 金 元 利 収 入	112,000
	7 雑 入	155
歳 入 合 計		254,585

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 254,585
	4 林 業 費	254,585
歳 出 合 計		254,585

平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成22年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 607,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第 230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 21,575
	3 一 般 会 計 繰 入 金	21,575
13 繰 越 金		149,406
	1 繰 越 金	149,406
14 諸 収 入		378,735
	2 県 預 金 利 子	96
	3 貸 付 金 元 利 収 入	377,267
	7 雑 入	1,372
15 県 債		57,306
	1 県 債	57,306
歳 入 合 計		607,022

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 456,224
	1 商 業 費	456,224
12 公 債 費		150,798
	1 公 債 費	150,798
歳 出 合 計		607,022

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化 資金貸付金	千円 57,306	証書借入	%	起債の日から20年以内（ 据置3年以内）において元 金均等に償還する。
計	57,306		0.	ただし、中小企業基盤整 備機構との契約条件により 繰上償還することができる。

平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

平成22年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
12 繰入金		千円 3,552
	3 一般会計繰入金	3,552
歳入合計		3,552

歳出

款	項	金額
7 商工費		千円 430
	3 観光費	430
12 公債費		3,122
	1 公債費	3,122
歳出合計		3,552

平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

平成22年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 316,188千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 84,000
	2 負 担 金	84,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		13
	1 使 用 料	13
10 財 産 収 入		2,079
	1 財 産 運 用 収 入	2,079
12 繰 入 金		230,096
	3 一 般 会 計 繰 入 金	230,096
歳 入 合 計		316,188

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 7,083
	3 観 光 費	7,083
12 公 債 費		309,105
	1 公 債 費	309,105
歳 出 合 計		316,188

平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計予算

平成22年度宮崎県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 42,175
	3 一 般 会 計 繰 入 金	42,175
13 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
14 諸 収 入		106,968
	2 県 預 金 利 子	12
	3 貸 付 金 元 利 収 入	106,665
	7 雑 入	291
15 県 債		74,856
	1 県 債	74,856
歳 入 合 計		233,999

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 233,999
	1 農 業 費	233,999
歳 出 合 計		233,999

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 74,856	証書借入	% 0	起債の日から21年以内において、元金均等に償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還することができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	74,856			

平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成22年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 168,911
	1 繰越金	168,911
14 諸収入		33,201
	2 県預金利息	341
	3 貸付金元利収入	32,860
歳入合計		202,112

歳 出

款	項	金 額
6 農林水産業費		千円 202,112
	5 水産業費	202,112
歳出合計		202,112

平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

平成22年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,000,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 50,000
	2 財 産 売 払 収 入	50,000
12 繰 入 金		950,915
	3 一 般 会 計 繰 入 金	950,915
14 諸 収 入		20
	2 県 預 金 利 子	20
歳 入 合 計		1,000,935

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 1,000,935
	1 土 木 管 理 費	1,000,935
歳 出 合 計		1,000,935

平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

平成22年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,951,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第 230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 385,896
	1 使 用 料	385,896
9 国 庫 支 出 金		229,384
	3 委 託 金	229,384
10 財 産 収 入		141,756
	2 財 産 売 払 収 入	141,756
12 繰 入 金		794,621
	3 一 般 会 計 繰 入 金	794,621
14 諸 収 入		1
	2 県 預 金 利 子	1
15 県 債		400,000
	1 県 債	400,000
歳 入 合 計		1,951,658

歲 出		
款	項	金 額
8 土 木 費		千円 787,560
	4 港 灣 費	787,560
12 公 債 費		1,162,098
	1 公 債 費	1,162,098
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歲 出 合 計		1,951,658

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
(港 湾 課) 細島港コンテナターミナル整備事業	平成22年度から 平成23年度まで	千円 900,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 400,000	証券借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等に償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	400,000			

平成22年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

平成22年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 227,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 199,196
	2 財 産 売 払 収 入	199,196
13 繰 越 金		28,732
	1 繰 越 金	28,732
歳 入 合 計		227,928

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 227,928
	4 高 等 学 校 費	227,928
歳 出 合 計		227,928

平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 509,651,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	4,864,525千円
第1項 営業収益	4,525,602千円
第2項 財務収益	283,927千円
第3項 営業外収益	54,996千円
第4項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	4,592,060千円
第1項 営業費用	4,100,782千円
第2項 財務費用	248,384千円
第3項 営業外費用	192,894千円
第4項 特別損失	0千円
第5項 予備費	50,000千円
収 支 残	272,465千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,618,144千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,597,544千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,600千円で補てんするものとする）

。) 。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	383,264千円
第1項 固定資産売却代金	1千円
第2項 貸付金返還金	340,526千円
第3項 補 助 金	41,000千円
第4項 工 事 負 担 金	1,737千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,001,408千円
第1項 建設改良費	634,504千円
第2項 企業債償還金	666,851千円
第3項 貸 付 金	600,000千円
第4項 雑 支 出	53千円
第5項 予 備 費	100,000千円
収 支 残	-1,618,144千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

年割額

事業名 年度	祝子ダムマイクロ水 力発電設備設置工事	計
	千円	千円
平成22年度	10,000	10,000
平成23年度	107,200	107,200
計	117,200	117,200

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 財務費用
- (3) 営業外費用
- (4) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 999,464千円
- (2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成22年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 平成22年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 13社
- (2) 年間総給水量 45,485,570m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	338,580千円
第1項 営業収益	323,251千円
第2項 営業外収益	15,329千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	310,659千円
第1項 営業費用	284,028千円
第2項 営業外費用	11,631千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	15,000千円
収 支 残	27,921千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 194,337千円は、過年度分損益勘定留保資金 191,381千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,956千円で補てんするものとする。）

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	194,337千円
第1項 建設改良費	86,776千円
第2項 企業債償還金	13,034千円
第3項 借入金償還金	84,527千円
第4項 予備費	10,000千円
収支残	-194,337千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 66,397千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成22年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 平成22年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間施設利用者数 37,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	25,990千円
第1項 営業収益	24,152千円
第2項 営業外収益	1,838千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	24,383千円
第1項 営業費用	19,723千円
第2項 営業外費用	660千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	4,000千円
収 支 残	1,607千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,072千円は、過年度分損益勘定留保資金13,592千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 480千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	14,072千円
第1項 建 設 改 良 費	10,072千円
第2項 予 備 費	4,000千円
収 支 残	-14,072千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職 員 給 与 費 948千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成22年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 1,461床

(2) 年間患者数

入 院 377,410人

外 来 330,480人

(3) 一日平均患者数

入 院 1,034人

外 来 1,360人

(4) 主要な建設改良事業

県立宮崎病院設備リニューアル工事 225,182千円

医療器械等資産購入 609,913千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		26,584,109千円
第1項 医 業 収 益		23,161,705千円
第2項 医 業 外 収 益		3,422,404千円
第3項 特 別 利 益		0千円
	支	出
第1款 病院事業費用		27,422,554千円
第1項 医 業 費 用		26,392,314千円
第2項 医 業 外 費 用		1,027,240千円
第3項 特 別 損 失		0千円

第4項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	-838,445千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,165,395千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,164,849千円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 546千円で補てんするものとする。）

収 入	
第1款 資本的収入	1,978,278千円
第1項 企業債	887,000千円
第2項 一般会計負担金	1,091,278千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,143,673千円
第1項 建設改良費	896,567千円
第2項 企業債償還金	2,746,106千円
第3項 一般会計借入金償還金	500,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
収 支 残	-2,165,395千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 286,000	証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が	% 9.0以内	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償

資 産 購 入	552,000	額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる 。	還する。 ただし、都合により 据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰 上償還又は借換えるこ とができる。 その他政府資金の融 通を受けるときは、当 該機関の定める条件に よる。
電子カルテシステム 整 備 事 業	49,000		
計	887,000		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 13,312,822千円
- (2) 交 際 費 600千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、613,176千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,759,884千円と定める。

平成22年2月18日提出

宮崎県知事 東国原 英 夫